

○綾町若者移住定住促進支援金交付要綱

令和4年3月25日告示第53号

改正

令和4年9月30日告示第122号

令和5年3月31日告示第54号

綾町若者移住定住促進支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代を担う若者世代が綾町に移住・定住するための支援を行うことで、町内産業の振興更には自治公民館活動の充実を図り、活気ある町づくりを継続していくため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、補助金等の交付に関する規則（昭和43年綾町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 夫婦いずれかの年齢が満18歳以上45歳未満の者又は満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している者をいう。
- (2) 移住定住 5年以上居住する意思を持って本町に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳に記載され、生活の拠点を本町に有することをいう。

(事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若者移住定住促進新築住宅等取得支援事業
- (2) 若者移住定住促進住宅料支援事業

2 前項に掲げる事業の内容、支援金の交付額、対象者及び交付期間等については、別表第1に定める。

(交付の要件)

第4条 支援金の交付を受けるためには、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 対象者が本町に5年以上定住することを誓約する者であること。
- (2) 対象住宅が所在する自治公民館に加入し、地域行事等に積極的に参加できる者で

あること。

- (3) 綾町若者及び子育て世帯の新築住宅に対する固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年綾町条例第1号）第6条の規定による固定資産税の課税免除を受けていないこと。
- (4) 前条第1項第2号に規定する事業については、綾町若者定住促進住宅料補助要綱（平成21年綾町告示第32号）第4条の規定による補助金を受けていないこと。
- (5) 対象者及び対象住宅に同居する同一世帯の者について、本町（転入世帯については前住所地）において、市町村民税等の滞納がないこと。
- (6) 対象者及び対象住宅に同居する同一世帯の者が、綾町暴力団排除条例（平成23年綾町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（支援金の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、綾町若者移住定住促進支援金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、1年目の申請時には同条第7号及び第10号に規定する書類、2年目以降の申請時には同条第2号から第6号に規定する書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し（1年目のみ）
- (3) 住宅の建物の登記簿謄本の写し（1年目のみ）
- (4) 住宅の建物の購入価格が分かる書類の写し（1年目のみ）
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸契約書の写し（1年目のみ）
- (6) 誓約及び同意事項（別記様式第3号）（1年目のみ）
- (7) 住宅料証明書（別記様式第4号）（2年目以降）
- (8) 住居手当証明書（別記様式第5号）
- (9) 完納証明書
- (10) 固定資産課税通知書の課税明細書の写し（2年目以降）
- (11) 自治公民館加入証明書（別記様式第6号）
- (12) 消防団加入証明書（別記様式第7号）

(13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は綾町若者移住定住促進支援金交付決定通知書（別記様式第8号）を申請者に交付するものとする。

(支援金の交付方法)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定を行ったときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。ただし、若者移住定住促進住宅料支援事業については、上期及び下期の2回に分けて交付する。

(届出)

第8条 支援金の交付を受けた者は、支援金受領後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、綾町若者移住定住促進支援金変更届出書（別記様式第9号）に当該変更に係る関係書類を添えて速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 住所に変更があったとき。
- (2) 住宅の登記名義に変更があったとき。
- (3) 住宅が滅失したとき。
- (4) 住居手当に変更があったとき。
- (5) 住宅料に変更があったとき。
- (6) 中学生以下の子ども的人数や消防団加入など支援金額に変更が生じたとき。

2 前項の規定により、支援金額に変更が生じた場合は、綾町若者移住定住促進支援金変更交付決定通知書（別記様式第10号）を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、綾町移住定住促進支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第11号）により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、別表第2に定める金額の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由と認めた場合はその限りでない。

- (1) 支援金の交付の内容、これに付した条件、その他法令若しくはこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
- (2) 支援金の交付決定日から5年以内に本町から転出したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(4) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(権利の継承)

第10条 支援金の交付を受けた者が死亡したときは、引き続き居住する同一世帯の者が権利を継承できることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後、綾町に住宅を取得（第3条第1項第1号に規定する事業は住宅建物を登記した日、第3条第1項第2号に規定する事業は住宅の賃貸借契約を締結した日）した者から適用する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、経過措置として失効前に実行されたものに限り、令和12年3月31日まで適用する。

別表第1（第3条関係）

事業名	若者移住定住促進新築住宅等取得支援事業
事業内容	綾町への移住定住のため、若者が本町に住宅を新築若しくは中古住宅を購入した場合、その若者に住宅取得の一部を支援する。
対象者	(1) 令和4年4月1日以降に綾町に住宅を取得（住宅建物の登記された日）した者。 (2) 居住用の住宅を新築（新築住宅購入を含む。）又は中古住宅を購入した者で、当該住宅購入に係る契約日において夫婦いずれかの年齢が満18歳以上45歳未満の者又は満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している者。 (3) 当該住宅に関し、所有が共有名義である場合には、対象者が持ち分を有していること。
対象住宅	(1) 令和4年4月1日以降に対象者が居住するために取得した住宅で、新築又は新築住宅の購入については、土地代を除く購入価格が

	<p>1, 000万円以上の住宅、中古住宅の購入については、土地代を含む購入価格が300万円以上の住宅をいう。</p> <p>(2) 住宅の所在地と住民票の住所が一致すること。</p>				
支援金の交付額及び交付の期間	区分		支援金額 (年)	交付期間	上限額
	新築又は 新築住宅 の購入	町内事業者が建築した住宅	25万円に加えて、年度毎に中学生以下1人あたり 5万円を加算	交付決定を受けた年度を含む、連続した3か年度	120万円（年上限40万円）
		町外事業者が建築した住宅	20万円に加えて、年度毎に中学生以下1人あたり 5万円を加算	交付決定を受けた年度を含む、連続した3か年度	105万円（年上限35万円）
	中古住宅の購入	購入のみ	15万円に加えて、年度毎に中学生以下1人あたり 5万円を加算	交付決定を受けた年度を含む、連続した3か年度	90万円（年上限30万円）
	夫婦いずれかが既に綾町消防団に入団している者若しくは支援期間		別記様式第7号（消防団加入証明書）が提出さ	1回のみ	各上限額とは別途支給

	中新たに綾町消防団に入団した者	れた年度に限り 5万円を加算		
申請の方法	第5条に掲げるとおり			

事業名	若者移住定住促進住宅料支援事業			
事業内容	綾町に定住する意思を有し、若者が居住用の民間賃貸住宅の賃借契約をした場合、その若者に賃借料の一部を支援する。			
対象者	<p>(1) 令和4年4月1日以後に民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した者。</p> <p>(2) 第2条に掲げる者のうち、夫婦いずれかの年齢が満40歳未満の者又は満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している者。</p>			
対象住宅	<p>対象とする民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で次の住宅を除くものをいう。</p> <p>ア 町営住宅等の公的賃貸住宅</p> <p>イ 社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅</p> <p>ウ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅</p> <p>エ 申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有し、又は管理している住宅</p>			
支援金の交付額	<p>(1) 賃貸借契約に基づく賃貸料から3万円を差し引いた額の80%を支援金の額とする。ただし、住居手当を受給している者は、当該支援金の額から住居手当を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 支援金の額は月額1万円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てる。</p>			
交付の期間	連続した36か月間（支援金申請日において、月の中途の場合は申請			

	のあった翌月から、月の初日の場合は当該月から支援対象期間とする。)
交付の方法	支援金の交付については、上期と下期の2回に分けて交付する。 上期（4月から9月）は10月末日、下期（10月から3月）は4月末日に交付する。
申請の方法	第5条に掲げるとおり

別表第2（第9条関係）

支援金交付決定後の年数	返還を求める額
1年以内	支援金交付額の100分の100
1年を超え、3年以内	支援金交付額の100分の80
3年を超え、5年以内	支援金交付額の100分の60